

千葉市客引き行為等の防止に関する条例

「客引き行為等禁止区域」内で違反行為を繰り返すと、
5万円以下の過料となるほか、氏名等が公表されます。

令和4年4月1日から

客引き・スカウト禁止!

この条例による規制の対象となる行為 (客引き行為等をさせること、客引きを用いた営業を含む)

1 客引き行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追従する、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、客になるよう誘う行為



2 客待ち行為

客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

3 勧誘行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追従する、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、役務に従事するよう勧誘する行為 (いわゆるスカウト行為)



4 勧誘待ち行為

勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

この条例による規制の対象とならない行為 (相手を特定しない広報、宣伝、集客等)

- 不特定多数の人に対してティッシュ・チラシ配りをする宣伝行為は、規制の対象外となります。
- 店舗から、不特定多数の人に対して「いらっしゃい、いらっしゃい」等と呼び掛ける行為も規制の対象外となります

客引き行為等禁止区域について

市民のみなさまが安心して公共の場所を通行、利用することができる環境を確保するため、特に必要があると認める区域として、下記のとおり「客引き行為等禁止区域」を指定しています。

客引き・スカウト禁止!

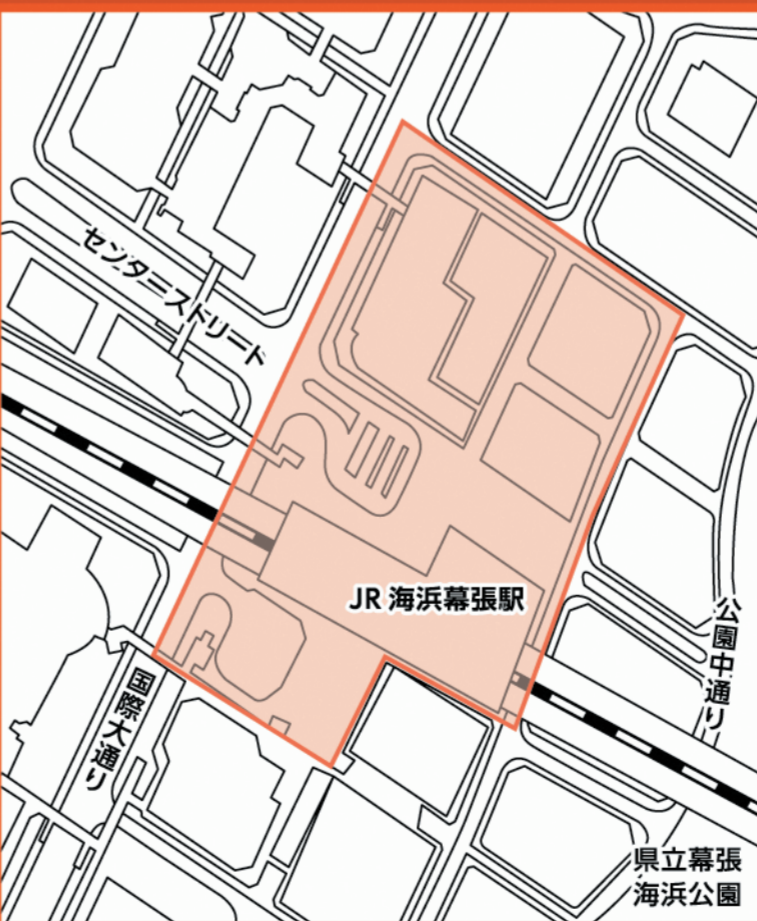


一客引き行為等禁止区域図一

禁止区域

JR海浜幕張駅地区

美浜区ひび野1丁目・2丁目の一部



中央区富士見地区

中央区新千葉1丁目1番
中央区富士見1丁目・2丁目
中央区本千葉町(1番から7番、14番から16番)

